

■ 町民参画手続の実施状況（令和3年度実績）

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	令和3年4月30日～5月24日	HP・広報あびら5月号・総合庁舎、公民館での閲覧	町民	5件(1名)	HP、広報あびらR3.7月号、担当窓口での閲覧	
2	千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更 【政策推進課政策推進G】	地域社会の中心となる地方都市(苫小牧市、千歳市)と周辺市町村(安平町ほか3市町)からなる地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、地方の自立的な成長を促すことを目的とした当該計画において、安平町早来北進地区(ときわ公園周辺)における遊休施設等の民間活用を見据えた区域の拡張を行うもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
4	安平町墓地条例の一部改正について 【税務住民課住民生活G】	令和3年10月に供用開始を予定している安平共同墓の所在地や、名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行うもの。	令和3年7月20日～8月13日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号	
5	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	令和3年9月1日～9月22日	HP・広報あびら9月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧・告示(縦覧)	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、11月17日告示(縦覧)	
6	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を一般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	令和3年10月29日～11月19日	HP・広報あびら11月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびらR3.12月号	
7	安平町森林整備計画の変更について 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和3年度から令和12年度までの森林整備計画を見直しするもの。	令和4年2月9日～3月9日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧(縦覧)	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧	
8	安平町社会教育施設等長寿命化計画の策定 【教育委員会社会教育G】	社会教育施設等の今後の改修や更新の対応として、合併で多数の社会教育施設・社会体育施設があるが、老朽化の状況下において、安全性・持続性の確保と、地域の社会教育・スポーツ環境の継続的な提供を図っていくことを目的に計画するもの。	令和4年3月4日～3月25日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびらR4.5月号	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	公共交通の利用状況や関わりを聞き取るとともに、普段は公共交通を利用していない方々に、その現状について知ってもらう機会とした。	令和3年9月4日～10月8日	調査票を全戸に配布し、郵送もしくはインターネットで回答	町民	486件 (回収率13.7%)	HP、広報あびらR3.12月、担当窓口での閲覧	
2	財産の無償貸付け 【教育委員会学校教育G】	公私連携法人(学校法人リズム学園)に対し、早来公住5号線用地の一部を無償貸付けし、利用者の安全を促進するもの。	令和4年1月27日～2月6日	調査票を全児童生徒へ配布し、インターネットで回答	早来地区児童生徒	35件 (回収率14.6%)	HP、R4.2月子ども・子育て会議、広報笑顔R4.5月号	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	令和3年6月2日 令和3年6月4日 令和3年6月25日 令和3年7月14日 令和3年7月27日	広報笑顔R3.6月号、団体等文書通知、個別案内(保護者、自治会等)、新聞折込	保護者 町民	31名 34名 44名 39名 35名	広報あびらR3.8月号・9月号、担当窓口での閲覧	

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	公共交通の利用状況や関わり、統計データには現れにくい事項を把握するとともに、地域公共交通の現状について知ってもらい考えていただく機会とした。	令和3年10月6日 令和3年10月12日 令和3年10月21日(午前) 令和3年10月21日(夜間) 令和3年10月22日	広報笑顔R3.8月号、団体等文書通知、個別案内(自治会等)	町民	延べ43名	HP、広報あびらR3.12月号、担当窓口での閲覧	その他、福祉事業所のケアマネージャーを対象とした書面調査も実施した。

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年4月28日	1号(計画策定)に該当 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	HP、広報あびらR3.7月号、担当窓口での閲覧
2	道の駅あびらD51ステーションの第2期指定管理者の候補者選定について 【商工観光課商工観光労働G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第2項の規定に基づき、第三者意見を聴取するもの。	安平町行政改革推進委員会 令和3年6月7日	6号(その他)に該当。 施設設置目的と法人設立目的の合致や第1期指定管理期間の実績、また、あびら観光協会の申請内容を項目ごとに説明し、町が応募要項で定めた審査基準に沿って、その妥当性について意見を聴取した結果、道の駅の指定管理者は町内の団体が望ましく、現在の指定管理者であるあびら観光協会の実績もあり、事業計画書もよく作られていることから、あびら観光協会を非公募で選定することについては異論なしとされた。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.8月号
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和3年6月17日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	HP、広報笑顔R3.8月号、担当窓口での閲覧
4	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	第2回安平町農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会 令和3年8月18日(書面会議)	1号(計画策定)に該当。 農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	HP、広報笑顔R3.11月号、11月17日告示(縦覧)
5	安平町児童館(追分児童館)の指定管理者の指定について 【教育委員会学校教育G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づく安平町児童館(追分児童館)の指定管理について、第1期契約が本年度で満了することから、次期契約について承認を求めるもの。	教育委員会 令和3年8月24日	6号(その他)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、異論は認められなかった。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.11月号
6	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年8月24日	5号(生活に重大な影響)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R3.11月号
7	苫小牧圏都市計画の変更 【建設課施設G】	苫小牧圏都市計画公園(安平町ときわ公園)の変更について行うもの。	安平町都市計画審議会 令和3年12月7日 令和4年2月25日(書面)	1号(計画策定)に該当。 安平町都市計画審議会委員から意見徴取し、承認されたことにより計画に反映された。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
8	財産の無償貸付け 【教育委員会学校教育G】	公私連携法人(学校法人リズム学園)に対し、旧早来公住5号線用地の一部を無償貸付けし、利用者の安全を促進するもの。	安平町子ども・子育て会議 令和3年10月4日 令和4年2月8日-18日(書面) 第3回安平町地域公共交通会議 令和4年1月19日 安平町教育委員会 令和3年12月27日 令和4年2月24日	5号(生活に重大な影響)に該当。 各種審議会等から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R4.5月号
9	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	安平町における望ましい公共交通網の姿を明らかにし、その最適化を図る基本方針や施策を示すマスタープランとして策定するもの。	第3回安平町地域公共交通会議 令和4年1月19日	1号(計画策定)に該当 安平町地域公共交通協議会にて、計画の骨子案を説明・意見を聴取し、計画案へ反映させた。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
10	安平町森林整備計画の変更 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和3年度から令和12年度までの森林整備計画の見直しするもの。	安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会) 令和4年1月21日(書面開催)	1号(計画策定)に該当。 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)にて意見聴取を行い、該当計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
11	安平町テニスコート条例を廃止する条例の制定 【教育委員会事務局学校教育G】	施設の老朽化に伴い、安平町追分テニスコートを廃止するための制定	教育委員会 令和4年1月27日	5号(生活に重大な影響)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R4.2月号・5月号

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制作 【産業振興課農政・畜産G】	安平町米麦乾燥調製施設の利用料金の改正	3号該当(権利・義務) 判断日 令和3年5月24日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和3年7月1日
2	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の改正する条例の制作 【教育委員会事務局学校教育G】	いわゆる保育料の改正	3号該当(権利・義務) 判断日 令和3年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 適用期日: 令和3年9月分の利用者負担額から
3	安平町健康増進計画(健康あびら21)第2次計画変更 【健康福祉課】	平成26年に策定した第2次計画の計画変更。重点項目である健康寿命の延伸・生活習慣病予防対策・運動と食生活習慣改善に関する対策について、目標数値の達成状況と評価を踏まえ、新たな目標設定や計画の見直しを行うもの。	1号該当(計画策定) 判断日 令和4年3月18日	第2項第1号(軽易なもの)に該当のため実施しない。 第2次計画の中間評価の結果をふまえた目標数値の変更や文言の追加等のみで大きな変更はないため。 施行期日: 令和4年4月21日

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件